

大分県医療生活協同組合 奨学金規定

第一条 (目的)

この規定は、大分県医療生活協同組合（以下「大分県医療生協」と称す）の定款に基づき、生協活動と民医連綱領を理解・共感し、将来大分県医療生協に勤務する意思を有する者を対象に、学術能力の向上をはかることを目的とする。

第二条 (奨学金の受給資格)

この規定により、奨学金の支給を受けられる学生は次のとおりとする。

- (1) 大学医学部に在学中の者（医学生）
- (2) 大学歯学部在学中の者（歯学生）
- (3) 看護師養成機関に在学中の者（看護学生）
- (4) 保健師養成機関に在学中の者（保健師学生）
- (5) 理学療法士養成機関に在学中の者（理学療法学生）
- (6) 作業療法士養成機関に在学中の者（作業療法学生）
- (7) 大学薬学部在学中の者（薬学生）
- (8) 放射線技師養成機関に在学中の者
- (9) 上記の大学・養成機関に合格し、入学の意思を有する者

第三条 (貸与の申請)

この適用を受けようとする者は、申請書等の必要書類に記入の上、当理事会に提出しなければならない。なお、申請書の提出前には、大分県医療生協の院所にて実習を行うとともに、理事会の役員と面談を必要とする。

第四条 (審査と承認)

前条の規定による申請を受理した時、理事会は最近の理事会に置いて審査し、決定後一週間以内に本人に通知しなければならない。審査の基準は次のとおりとする。

- (1) 本人が、将来大分県医療生協（大分民医連）の職員となる意思の有無
- (2) 本人が、大分県医療生協（大分民医連）の方針に添いうる資質を持っているか否か
- (3) 本人が、当該学業に有する熱意の程度
- (4) 保証人が、本人に対して責任を取りうる程度

第五条 (奨学生の義務)

(1) この規定により奨学金を受けて、当該学校を卒業し、資格を所有した者は、大分県医療生協の院所に、奨学金を受けた期間の1.2倍の期間勤務する義務を有する。

(2) この規定による奨学金を受けている者は、1年に1回以上、大分県医療生協の事業所において実習を行わなければならない。

(3) この規定による奨学金を受けている者は、職員採用試験を受験しなければならない。但し、理事会における審査により、採用しない場合がある。

第六条 (貸与額)

許可を受けた者に対する支給額については次のとおりとする。

(1) 第二条の(1)医学生については、1年生～4年生 最高月額10万円、5年生～6年生 最高月額12万円とする。

(2) 第二条の(2) 歯学生については、1年生～4年生 最高月額8万円、5年生～6年生 最高月額10万円とする。

(3) 第二条の(3) 看護学生、(4) 保健師学生については、全学年 最高月額5万円とする。

(4) 第二条の(5) 理学療法士学生、(6) 作業療法学生については、全学年 最高月額4万円とする。

(5) 第二条の(7) 薬学生については、全学年 最高月額5万円とする。

(6) 第二条の(8) 放射線技師養成機関に在学中の者については、全学年 最高月額4万円とする。

第七条 (奨学金の返済免除)

(1) 大分県医療生協の院所に、奨学金を受けた期間の1.2倍の期間勤務した者は、奨学金の返済を免除する。

(2) 大分県医療生協内院所での研修を含む初期研修のプログラムにおいて、大分県医療生協以外の医療機関で行う研修も義務期間とみなす。

(3) 初期研修終了後に大分県医療生協の事業所以外で研修を行う場合、その期間は義務期間とみなさない。

第八条 (貸与の打ち切り)

次の各項に該当する時、理事会は奨学金の支給を打ち切ることができる。

(1) 大分県医療生協と大分民医連の方針に反する行為があった場合

(2) 理事会の指示に従わない場合

(3) 当該学校より、基本的人権に関する以外の処分を受けた場合

(4) 申請書および理事会に提出した書類に虚偽の記載があった場合

(5) 職員採用試験を受験しなかった場合、又、職員採用試験を受験し、不採用となった場合

第九条 (奨学金の返済と休止)

(1) この規定による奨学金を受けた者が、義務期間終了前に退職する場合は、残余義務期間分の支給額を返済しなければならない。

(2) 学業途中において退学した者、資格取得後に大分県医療生協の事業所に勤務しなかった者、第八条により奨学金支給の打ち切りを受けた者は、辞退意思表明または打ち切りの通告を受けた年の年度内に、支給総額を全額返済しなければならない。

(3) 休学中は支給を行わない。

(4) 留年した場合と、卒業し国家試験対策中の者は、理事会に文書でその理由を報告し、期間中の支給については理事会が判断する。

(5) 卒業できなかった者、もしくは卒業後3年以内に資格を取得しなかった者は、奨学金支給総額を年度内に返済しなければならない。

1982年7月13日 制定

1986年4月1日 改訂

第十条 (所得税)

義務期間終了後、奨学金支給総額の所得税は本人負担とする。

1989年4月1日 改訂

但し、支払方法については別途協議する。

1990年7月1日 改訂

※第九条については、2001年度からの奨学生に適用するものとする。

1997年4月1日 改訂

2001年6月1日 改訂

第十一条 (規定の発行と改廃)

本規定は1982年7月13日より発行し、改廃は理事会の議を経て行われる。

2008年10月1日 改訂

2012年4月1日 改訂

2012年10月1日 改訂

2013年3月16日 改訂

2015年4月1日 改訂

2017年2月23日 改訂